

ご予約のお客様へ

違約金制度についてお願い

あきやま学寮
総合管理棟

佐野市観光施設条例、第12条第3項では、「利用の許可を受けたものは指定管理者に利用料金を前納しなければならない」となっていますが、指定管理者制度になる以前から“チェックイン時に利用料金を頂いていたため”それを前納と解釈していました。これはこのままとしますが、新たに「利用の許可を受けた者が、その者の責めに帰す理由で施設を利用しない事になったとき」は、特別の理由があると認められる以外は違約金を頂たくこともあります。

○宿泊・日帰り予約の場合

当日を含めた3日前から違約金が発生します。

金額は料金の3分の1を負担していただきます。

○食事の申込とキャンセルについて

- ・施設利用申込みの際に食事数を申込いただきますが、利用人数が不確定の場合は概数で申込みをしていただきます。ただし、利用日1週間前までには確定の連絡をして下さい。
- ・利用人数の最終変更（軽微な変更）は、利用日の2日前の午後5時までとなっています。その後の変更は準備の都合上、変更に応じかねますのでご容赦ください。したがって、午後5時以降の変更による料金（減の場合）を徴収させていただきます。
- ・お客様の都合により利用日3日前以内の全面キャンセルの場合は、100%のキャンセル料をお支払いいただきます。

（宴会プランの食事料金部分は3,150円となります。）